

ご応募をお待ちしています！

介護支援ボランティア制度の受入機関を募集

千葉市では、平成25年7月より開始した介護支援ボランティア制度のボランティア受入機関を募集しております。

事業所の皆さまにおかれましては、ご協力を賜われますよう、ご検討の程、よろしくお願ひいたします。

介護支援ボランティアとは

千葉市では、高齢者の地域貢献、社会参加活動、生きがいづくりを通じた介護予防の促進を図るため、平成25年7月から『千葉市介護支援ボランティア制度』を開始しました。

受入機関（市内の高齢者施設等）でボランティア活動を行うとポイントが貯まり、貯めたポイントは、介護保険料、福祉関係基金等への寄附などに充てることができます。



受入機関の声

介護支援ボランティアを受け入れたことで「業務に良い刺激となっている」「業務の負担が減った」などの声もあがっています。

受入機関

○介護保険施設等

特別養護老人ホーム、老人保健施設、特定施設入居者生活介護、グループホーム、地域密着型特別養護老人ホーム、看護小規模多機能型居宅介護事業所、小規模多機能型居宅介護、デイサービス事業所、デイケアサービス事業所、認知症デイサービス事業所、地域密着型デイサービス事業所、ショートステイ事業所、地域密着型特定施設入居者生活介護事業所、介護療養型医療施設、有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム 等

○障害者福祉施設等

申請ごとに受入状況等を確認し、個別に判断させていただきます。

ボランティアの内容

話し相手、イベントの手伝い、レクリエーションの指導・補助、演芸等披露、清掃など

【本事業の指定対象外となるボランティアの例】

- ア 交通費、昼食代、その他活動に必要な実費相当の額を超える対価を支払う場合
- イ 受入機関の利用者が使用しない場所の清掃、洗車等
- ウ もっぱらボランティア自身の親族等に対する活動
- エ 受入機関の主催事業ではないものに対する活動（受入機関を利用し活動する他の団体への支援等）

受入機関の要件

- ①前ページの受入機関に該当するサービス事業所であること。
- ②市内の65歳以上のボランティア活動を行う高齢者を受け入れることが可能であること。
- ③ボランティアの活動時間を適切に把握し、それに応じたポイントを適正に付与できる態勢がとれていること。

受入機関の主な業務内容

- ①ボランティアが持参したボランティア手帳への日付記入とスタンプ押印
- ②ボランティアからの問い合わせ対応。

※ボランティア希望者から活動内容や活動頻度等について問い合わせがあると思います。ボランティア活動が初めての方もいますので、丁寧な対応をお願いいたします。

登録ボランティアを受け入れるためには

市介護保険管理課に指定申請手続きをして、受入機関としての指定を受けることが必要です。

申請書は介護保険管理課ホームページからダウンロードが可能です。

その他、詳細につきましては、お問い合わせいただくか介護保険管理課ホームページをご覧ください。

介護支援ボランティアお問合わせ先

千葉市役所介護保険管理課 企画班 TEL：043-245-5206

介護保険管理課ホームページ

<https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/koreishogai/kaigohokenkanri/index.html>



受入機関のご担当者の方へ

1. ボランティアの方からの活動申込みが少ない事業所様へ （“情報提供シート”の提出のお願い）

千葉市では、活動になかなか踏み出せないというボランティアの方に対し、受入機関の詳しい情報を記載した“情報提供シート”をお配りしています。

「ボランティアの方からの申込が少ない！」という受入機関がございましたら、ぜひ、情報提供シートの提出をお願いいたします。

すでに提出されている受入機関も、更新したい場合は、隨時ご提出ください。

様式は介護保険管理課ホームページにございます。
<https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/koreishogai/kaigohokenkanri/index.html>

2. スタンプの押印について

一部の受入機関において、ボランティア手帳へのスタンプの押印方法に不備があることが散見されます。

ポイントが無効になってしまふ場合もございますので、お間違えの無いようお願いいたします。

スタンプ押印の注意点

押印手順

- ① 日付と活動時間を記入
- ② スタンプを押印

活動時間は、受入機関に入った時から手帳にスタンプを押すまでとします。

①	7月1日 10時00分～ 11時50分	7月2日 10時00分	7月2日 12時10分	月　日	月　日
②	確 Z-1 認	確 Y-2 認	確 Y-2 認	時　分	時　分～ 時　分
1				4	5
2					

ポイント付与の基準

活動時間
● 30分以上2時間未満　スタンプ1個
● 2時間以上　スタンプ2個

【注意1】スタンプは1日2個までです！

同じ日に他の受入機関のスタンプが押されていないかを必ず確認し、既に押されている場合は2個を超えないように押印してください。

【注意2】必ず専用のスタンプを押してください！

職員のシャチハタ等は無効となります。

3. 新年度の手帳について

・手帳は4月1日～3月31日までの1年間分です。

・新年度の手帳は、3月下旬ごろにボランティアの方へお渡しします。

※もし、4月1日以降に前年度（令和元年度）の手帳をお持ちになるボランティアの方がいらっしゃるようでしたら、新年度（令和2年度）の手帳をお使いいただくようご案内をお願いいたします。